

# ユースエール認定企業になりませんか？

若者はどんな企業で働きたいか？

働きやすい！

ワークライフバランスを大切にしてくれる！

子育てしやすい！

若者の育成に熱心！

その希望にこたえるのが、ユースエール認定企業です!!

「ユースエール認定企業」とは、「若者雇用促進法」に基づき、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良であると厚生労働大臣が認定した企業です。

- 雇用管理が優良な企業でないと若者の採用が困難な時代です。認定を見据えて、働き方や雇用管理の在り方を考えてみませんか。

## <認定基準の一部>

- 前事業年度の、**正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下**  
かつ、**月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと**
- 前事業年度の**正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率70%以上**  
または、**年間取得日数が平均10日以上** など



令和6年4月26日現在において、大分県内の「ユースエール認定企業」は次の19社です。全国(令和6年2月末現在)では1,232社が認定されています。

- 【大分市】・大分デバイステクノロジー 株式会社 ・三栄建設工業 株式会社  
・株式会社 ATTS ・協栄工業 株式会社 ・サンワテック 株式会社  
・明和プラント工業 株式会社
- 【由布市】・有限会社 スギショー ・社会福祉法人 庄内厚生館
- 【別府市】・有限会社 仁田野工業 【日出町】・株式会社 エリア
- 【国東市】・テクノ化成工業 株式会社 【中津市】・佐々木工業 株式会社
- 【玖珠町】・公月測量設計 株式会社
- 【佐伯市】・株式会社 サイメックス ・株式会社 盛田組 ・東豊海事建設 株式会社
- 【臼杵市】・社会福祉法人 熊崎福社会 ・株式会社野中エンタプライズ
- 【豊後大野市】・株式会社千大土木 **new**

## <5つのメリット>

- ①ハローワークなどで重点的PRを実施
- ②就職面接会等への優先的な参加
- ③自社の商品・広告に認定マーク使用可能
- ④日本政策金融公庫による低利融資
- ⑤公共調達における加点点評価

人手不足対策としても有効!!



## Q どのような企業が認定企業になることができますか？

**A** 以下の認定基準を全て満たす中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）であれば、認定企業となることができます。

### 【認定基準】

1	学卒求人※ <sup>1</sup> など、若者対象の正社員※ <sup>2</sup> の求人申込みまたは募集を行っていること	
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること	
3	右の要件をすべて満たしていること	・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること
		・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下※ <sup>3</sup>
		・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと
		・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上※ <sup>4</sup>
		・直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上※ <sup>5</sup>
4	右の青少年雇用情報について公表していること	・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数
		・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定等の制度の有無とその内容
		・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）、役員・管理職の女性割合
5	過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと	
6	過去3年間に認定基準を満たさなくなったことにより認定を辞退していないこと※ <sup>6</sup>	
7	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと	
8	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと※ <sup>7</sup>	
9	暴力団関係事業主でないこと	
10	風俗営業等関係事業主でないこと	
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと	
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと	

※<sup>1</sup> 少なくとも卒業後3年以内の既卒者が応募可であることが必要です。

※<sup>2</sup> 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいい、派遣契約で業務に従事する者は除きます。

※<sup>3</sup> 直近3事業年度の採用者数が3人または4人の場合は、離職者数が1人以下であれば、可とします。

※<sup>4</sup> 有給休暇に準ずる休暇として、企業の就業規則等に規定する、有給である、毎年全員に付与する、という3つの条件を満たす休暇について、労働者1人あたり5日を上限として加算することができます。

※<sup>5</sup> 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」（子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業）を取得している企業については、くるみんの認定を受けた年度を含む3年度間はこの要件を不問とします。

※<sup>6</sup> 3、4の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から3年以内であっても再申請が可能です。

※<sup>7</sup> 離職理由に虚偽があることが判明した場合(実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど)は取り消します。

## Q 認定企業になるには、どうすればよいですか？

**A** 認定企業となるためには、労働局へ申請が必要です。上記の認定基準を満たしていることを確認した後、労働局から認定通知書を交付します。※詳細については下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先	電話番号	お問い合わせ先	電話番号	お問い合わせ先	電話番号
大分労働局職業安定課	097-535-2090	ハローワーク大分	097-534-8609	ハローワーク別府	0977-23-8609
ハローワーク中津	0979-24-8609	ハローワーク日田	0973-22-8609	ハローワーク佐伯	0972-24-8609
ハローワーク宇佐	0978-32-8609	ハローワーク豊後大野	0974-22-8609		

(融資制度の詳細は、株式会社日本政策金融公庫へお問い合わせください)